

長岡京市妊産婦健康診査、新生児聴覚検査及び生後1か月児健康診査費用の 助成(償還払い)の申請について



里帰り出産などの理由で長岡京市と委託契約を締結していない医療機関や助産院で対象となる健康診査等を受けられる場合は、一旦費用を全額支払い、後日市に申請していただくことにより、公費負担に相当する費用を助成(償還払い)します。

1. 助成の対象

(1)対象となる健康診査等

妊産婦健康診査 ・ 新生児聴覚検査 ・ 1か月児健康診査

受診券を使用せず自己負担により受診した以下の○の健診等が償還払いの対象です。

健康保険適用の診察、妊娠判定のための診察は対象となりません。

	京都府・大阪府以外の医療機関・助産院 (日本国内のみ)	京都府内・大阪府内の助産院
妊産婦健康診査	○	
新生児聴覚検査	○	○※1
1か月児健康診査	○(一部対象外※2)	対象外※2

※1 助産院により手続きが異なるため、事前に長岡京市こども家庭センターまでご相談ください。

※2 助成の対象となる1か月児健康診査は医師による診察が必須のため、助産院での1か月児健康診査は全額自費です。

(2)対象者

(1)の受診券の交付を受けた市内に居住する妊産婦及び生後6週に達しない乳児

2. 助成額等

助成金は、助成の対象となる健診等の内容について定められた上限額と自己負担額とを比較して少ない方の金額に決定します。(別紙参照)

※上限額を超えた費用については、自己負担となります。費用の全額を助成するものではありません。

3. 申請期間

健診等を受診した日から1年以内です。

※来所申請が難しい場合は、期間内に長岡京市こども家庭センターまでご相談ください。

4. 受診・申請方法等

(1)受診方法

長岡京市が交付した受診券を医療機関窓口へ提出してください。

該当する検査項目の受診券について、医療機関等記入欄(「健診実施日等」、「健康診査の所見」「医療機関名称等」)の記入を受けてください。

※初診時は、別紙「妊産婦健康診査等について(お願い)」を医療機関窓口へ提出してください。

※健診費用全額を医療機関窓口で支払い、必ず領収書を受け取ってください。

領収書を紛失された場合は、助成の対象となりません。

裏面もお読みください

(2) 申請方法

以下必要書類を準備の上、長岡京市こども家庭センターまでご提出ください。

<必要書類>

① 各種助成金交付(償還払い)申請書

※申請書は窓口にもあります。

② 長岡京市が交付した受診券(つづりのまま、未使用のものすべて)

受診者記入欄、医療機関等記入欄に必要事項の記載があるもの。

※ 上記②について、必要事項の記載がないと、受診内容(検査項目)の確認ができないため助成の対象になりません。しかし、やむを得ない理由等により必要事項の記入ができない場合は、親子(母子)健康手帳、領収書・支払明細、検査データ書類等で受診内容(検査項目)を確認し、助成の対象となることがあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

③ 領収書の原本(コピー提出可)

保険適用外の妊産婦健康診査の費用であること(ただし、文書料金・NST等は含まれません。)

受診者氏名、健診年月日、領収金額及び医療機関名、領収印が確認できるもの。

※新生児聴覚検査費用の領収書は分娩費用と合算になっている場合があります。

※提出はコピーで可能ですが、申請時は窓口で原本を提示してください。

※郵送で申請される方は必ず領収書原本と領収書コピーの両方を同封してください。後日決定通知書とともに領収書原本はご返却します。

④ 親子(母子)健康手帳

⑤ 印鑑(訂正がある場合に必要です)

⑥ 助成金の振込先がわかるもの

妊産婦健康診査：申請者名義(妊産婦本人)の預金通帳

新生児聴覚検査・1か月児健康診査：保護者(申請者)名義の預金通帳

(金融機関名、支店名、口座種別、口座名義、口座番号を確認します)

※郵送の場合はコピーを同封してください。

⑦ 申請者確認書類

マイナンバーカード、運転免許証などから1つ ※郵送の場合コピー同封

5. 助成金の支払い

提出していただいた書類を審査のうえ、各種「助成金交付決定通知書」において助成金額を通知します。

助成金は指定の口座に振込みします。

<窓口・問い合わせ先>

長岡京市こども家庭センター TEL 075-955-9705

FAX 075-955-2054